

女性活躍推進法に基づくふじみ野市推進計画について（案）

○第二次男女共同参画プラン（計画年次平成30年度から39年度）の策定時に、女性活躍推進法に基づくふじみ野市推進計画を盛り込む（平成28年5月20日に開催したふじみ野市男女共同参画推進会議において了承済み）

（参考）

1. 市町村推進計画について

女性活躍推進法（正式名称 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づくもので、法律第6条第2項に「市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」となっている。

2. 位置づけ

国がまず女性の職業生活における活躍の推進を図る施策についての計画を定めます。都道府県や市町村はそれを受けて計画を策定する努力をする。

国 基本的な考えを示すもので、策定が義務付けられている

↓

県 国の方針を勘案して、県内の施策に関する計画を定める（努力義務）

↓

市 県の計画を勘案して、市内の施策に関する計画を定める（努力義務）